

岡山県新型コロナウイルス感染症に係る医療従事者危険手当補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県内の新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関において、入院した新型コロナウイルス感染症患者の身体に直接接触する業務を行う医療従事者に対し、業務の危険性に対して支給される特別な手当(以下「危険手当」という。)に係る経費を補助し、もって新型コロナウイルス感染症対策の強化に資するため、予算の範囲内において岡山県新型コロナウイルス感染症に係る医療従事者危険手当補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則(昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関

県からの要請を受けて、新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れた医療機関をいう。

(以下「受入医療機関」という。)

(2) 新型コロナウイルス感染症患者

検査により新型コロナウイルスが検出された、患者(確定例)及び無症状病原体保有者をいう。(以下「感染症患者」という。)

(補助事業者)

第3条 補助金の交付対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、県内の受入医療機関の開設者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付申請ができないものとする。

(1) 暴力団員等(岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)に該当する者

(2) 暴力団(岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等の統制下にある者

(3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(4) 岡山県税を滞納している者

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、補助事業者が入院した感染症患者の身体に直接接触する業務を行う医療従事者に危険手当を支給する事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表の第3欄に定める補助対象経費と第4欄に定める補助基準額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じた金額を予算の範囲内で交付する。

2 前項の規定において算出された金額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付)

第7条 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき、補助金の交付を受けようとするときは、知事が別に定める期日までに、補助金交付申請書(様式第1号)に、その他必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付申請があったときは、規則第5条の規定に基づき内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行うものとする。

3 補助金の実績報告は、規則第13条第2項の規定に基づき、報告を要しないものとする。

(交付の条件)

第8条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類及び帳簿を補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

また、証拠書類等の保管期間が満了する前に補助事業者が解散する場合は、その権利義務を承継する者(権利義務を承継する者がいない場合は知事)に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(2) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は地方公共団体の負担又は補助を受けてはならない。

(3) 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第2号)により速やかに知事に報告しなければならない。

ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。

なお、知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(4) その他、規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

(申請の取下げのできる期間)

第9条 補助事業者が規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付決定の日の翌日から起算して15日を経過する日までとする。

(現地調査等)

第10条 知事は、必要に応じて、補助対象経費に係る医療従事者の勤務状況、業務内容、その他関係書類等について補助事業者に報告を求め、又は現地調査等を行うことができるものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助事業者は、補助金を請求するときは、補助金請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第12条 規則第15条に基づく補助金の支払は、補助金の請求があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(交付決定の取消)

第13条 知事は、補助事業者が法令、岡山県条例、規則又はこの要綱に定める事項に違反したときは、交付決定を取り消すことができるものとする。

(補助金の返還)

第14条 補助事業者は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金の交付を受けていた場合は、取り消しの通知があった日から起算して30日以内に知事に返還しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月31日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表

| 1 補助事業名 | 2 補助事業者 | 3 補助対象経費 | 4 補助基準額 | 5 補助率 |
|--------------------------------|-----------------------------|---|--|----------|
| 岡山県新型コロナウイルス感染症に係る医療従事者危険手当補助金 | 県内の新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関の開設者 | 県内の新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関に入院した新型コロナウイルス感染症患者の身体に直接接触する業務を行う医療従事者に支給される危険手当に係る経費 | 新型コロナウイルス感染症患者の身体に直接接触する業務を行う医療従事者1人につき、当該業務に従事した日数に4,000円を乗じて得た額の合計額 危険手当の単価は、医療従事者1人につき、1日4,000円を上限とする。 | 10分の10 |